

久喜市建設工事等指名停止措置業者一覧

業 者 名	指名停止期間	指名停止の理由
株式会社トーニチコンサルタント	令和8年3月6日から令和8年7月5日	東海・中部地方の自治体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
日本交通技術株式会社	令和8年3月6日から令和8年7月5日	東海・中部地方の自治体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。
大日コンサルタント株式会社	令和8年3月6日から令和8年7月5日	東海・中部地方の自治体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反(不当な取引制限の禁止)を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。

※現在、入札参加停止措置期間中の業者のみを掲載しています。